

平成 2 1 年第 2 回尾鷲市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 6 月 1 9 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 2 1 年 6 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時開会

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | 選挙第 1 号 | 議長選挙について |
| 日程第 3 | 選挙第 2 号 | 副議長選挙について |
| 日程第 4 | | 議席の指定 |
| 日程第 5 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 6 | | 会期の決定 |
| 日程第 7 | 発議第 3 号 | 公共施設耐震問題特別委員会設置に関する決議
(質疑、討論、採決) |
| 日程第 8 | 発議第 4 号 | 議会運営委員の選任について |
| 日程第 9 | 発議第 5 号 | 常任委員の選任について |
| 日程第 1 0 | 発議第 6 号 | 公共施設耐震問題特別委員の選任について |
| 日程第 1 1 | 選挙第 3 号 | 紀北広域連合議会の議員の選挙について |
| 日程第 1 2 | 選挙第 4 号 | 三重紀北消防組合議会の議員の選挙について |
| 日程第 1 3 | 選挙第 5 号 | 東紀州農業共済事務組合議会の議員の選挙について |
| 日程第 1 4 | 発議第 7 号 | 尾鷲市農業委員会の委員の推薦について |
| 日程第 1 5 | 発議第 8 号 | 尾鷲市農業委員会の委員の推薦について |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 9 号 | 尾鷲市監査委員の選任について
(提案説明、質疑、採決) |
| 日程第 1 7 | 報告第 7 号 | 専決処分事項の承認について (平成 2 1 年度尾鷲市
一般会計補正予算第 2 号) |
| 日程第 1 8 | 報告第 8 号 | 専決処分事項の承認について (平成 2 1 年度尾鷲市
一般会計補正予算第 3 号) |
| 日程第 1 9 | 報告第 9 号 | 専決処分事項の承認について (市長及び副市長の給
与等に関する条例の一部改正) |
| 日程第 2 0 | 報告第 1 0 号 | 専決処分事項の承認について (教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部改正) |
| 日程第 2 1 | 報告第 1 1 号 | 専決処分事項の承認について (職員の給与に関する |

条例の一部改正)

- 日程第 2 2 報告第 1 2 号 専決処分事項の承認について(尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について)
(報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 3 報告第 1 3 号 平成 2 0 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 4 報告第 1 4 号 平成 2 0 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 5 報告第 1 5 号 平成 2 0 年度尾鷲市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 2 6 報告第 1 6 号 財団法人尾鷲市開発公社の平成 2 0 年度決算及び平成 2 1 年度事業計画等について
- 日程第 2 7 報告第 1 7 号 財団法人尾鷲文化振興会の平成 2 0 年度決算及び平成 2 1 年度事業計画等について
(報告、質疑)
- 日程第 2 8 発議第 9 号 議会運営委員会事務調査に関する決議
- 日程第 2 9 発議第 1 0 号 総務産業常任委員会事務調査に関する決議
- 日程第 3 0 発議第 1 1 号 生活文教常任委員会事務調査に関する決議
(質疑、討論、採決)
- 日程追加 発議第 1 2 号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の改正等に関する意見書について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程追加 発議第 1 3 号 奥田尚佳尾鷲市長不信任決議について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員(16名)

1 番 北 村 道 生 議 員	2 番 内 山 鉄 芳 議 員
3 番 端 無 徹 也 議 員	4 番 田 中 勲 議 員
5 番 三 林 輝 匡 議 員	6 番 神 保 美 也 議 員

7番	南	靖久	議員	8番	三鬼	和昭	議員
9番	與谷	公孝	議員	10番	大川	真清	議員
11番	濱中	佳芳子	議員	12番	三鬼	孝之	議員
13番	高村	泰徳	議員	14番	濱口	文生	議員
15番	中垣	克朗	議員	16番	真井	紀夫	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市	長	奥	田	尚	佳	君
会計管理者兼出納室長		湯	浅	英	男	君
市長公室長		栗	藤	和	治	君
総務課長		三	木	正	尚	君
防災危機管理室長		川	口	明	則	君
税務課長		吉	澤	壽	朗	君
福祉保健課長		大	倉	良	繁	君
環境課長		佐	々	木	進	君
市民サービス課長		山	下	恭	徳	君
建設課長		大	屋		一	君
新産業創造課長		奥	村	英	仁	君
水産農林課長		小	倉	宏	之	君
水道部長		仲			明	君
尾鷲総合病院事務長		宮	本	忠	明	君
尾鷲総合病院総務課長		大	川	一	文	君
尾鷲総合病院医事課長		世	古	讓	治	君
教育委員長		北	澤	雅	臣	君
教	育	田	中	稔	昭	君
教育委員会教育総務課長		岩	出	育	雄	君
教育委員会生涯学習課長		川	端	直	之	君
教育委員会学校教育担当調整監		玉	津	勲	哉	君
監	査	濱	田	俊	次	君
監査委員事務局長		濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長
次長兼議事・調査係長
議事・調査係主査

山 本 和 夫
内 山 雅 善
竹 平 専 作

〔開会 午前10時00分〕

事務局長（山本和夫君） おはようございます。

議会事務局長の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

それでは、年長の北村道生議員をご紹介させていただきます。北村議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長（北村道生議員） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました北村道生でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

これより平成21年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 皆さん、おはようございます。

本日は、早朝より平成21年第2回臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日は、議会の新しい体制が構成される臨時会でもありますので、議員の皆様方にはよろしくお願いを申し上げます。後ほど本臨時会に議案提出1件と6件の専決処分事項を含む11件の報告案件についてご報告させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

臨時議長（北村道生議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

次に、事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（山本和夫君） 本日の臨時会の議題は、本市議会の組織、構成に関する案件が多く、また、議案につきましては不完全な部分がございます。したがって、これらの議案につきましては、今後、朗読の際、氏名などのご記入をお願い

いたしたいと思しますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。

また、本日の議事及び選挙進行予定表を各席上に配付させていただきますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

臨時議長（北村道生議員） それでは、最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思しますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、選挙第1号「議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

臨時議長（北村道生議員） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（北村道生議員） ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（北村道生議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（北村道生議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

臨時議長（北村道生議員） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、選挙に際しましては、同姓の方がおられますので、その点にご留意の上、投票を願います。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

(点呼・投票)

臨時議長(北村道生議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(北村道生議員) 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に16番、真井紀夫議員、15番、中垣克朗議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

(開票)

臨時議長(北村道生議員) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。有効投票15票、無効投票1票であります。

有効投票のうち、三鬼和昭議員15票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、三鬼和昭議員が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

臨時議長(北村道生議員) ただいま議長に当選されました三鬼和昭議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました三鬼和昭議員からごあいさつがあります。

三鬼議員。

[議長(三鬼和昭議員)登壇]

議長(三鬼和昭議員) このたび、第50代議長にご選出賜り、厚くお礼申し上げます。何分にも力があるかどうか、私には自分自身もまだ満たない点もたくさんありますが、重責である議長職を引き続き務めるに当たり、まずもって議員の皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げる次第でございます。

さて、このたび、奥田市長みずから起こした税理士法違反という刑事事件に対する議会の不信任議決に対し、理のない議会解散を受け、選挙という市民の審

判の後、改めて議会構成となります。本日ここに議会が再開されたことにより、これまでの市政の混迷を先頭に立って正していかなければと全議員を代表して誓う次第でございます。

昨年来より地元経済はますます低迷し、市民の皆様の不安が高まる中で、このような現状が市民の皆様により一層の政治不信をもたらしています。当市の産業経済施策課題については、昨年12月に開催された議会において述べておりますので、省略させていただきますが、紀勢自動車道が平成24年度に完成するまでに、どんなまちづくりを目指すのか、みんなで考えていかななくてはなりません。

そんな中であって、本市における重要課題として子育て支援の強化、あるいは地域医療の不安の解消が叫ばれており、また、まちづくりの原点である人づくりというべき教育問題においても、校舎の耐震整備のあり方などとあわせ、当市の学校のあり方についても集中した議論の必要性を感じてきております。しかしながら、一方では、財政力の弱い本市にとっては、やはり自治体運営そのものが深刻な事態となってきております。そういった現状をかんがみながらも、当然のことではありますが、今回の市政の混迷から抜け出すことが先決であり、今臨時会で奥田市長に対する不信任が再び決議されるであろうと思っておりますが、いよいよこれから誕生するであろう新しい執行機関との真の切磋琢磨を重ね、市民本位の施策遂行のために忌憚のない意見交換ができる車の両輪として、議会と執行部の関係を成り立たせていきたいと考えております。

また、当然のことですが、市民の暮らしをよくするために、条例や予算を提言することはもとより、議会の本質である審議・監視・評価をより高めることはもちろんのこと、自治の基本である市民、執行機関、そして議会が3本の矢となり、まちづくりの担い手として将来に立ち向かう協働の仕組みづくりなども、今回の一連の諸問題を教訓にして取り組まなくてはならないと再認識しております。

これから1年間、行政が執行する施策や改革などについて、議決・調査・検査する権能を高めるとともに、議会においてもみずから制定した政治倫理条例の精神を尊重し、市政にかかわる者のモラルをより向上させることに取り組むことや、議員定数の検討などにおいても、できる限り市民の皆様との公聴や広報の機会をふやすこと、そして、議会中継の検討など、より開かれた議会として、その運営に努めたいと思います。

今後も議会改革の継続を図っていくこととあわせ、持続可能な自治体づくりを進める一翼としても、何事も市民目線に立って市政の推進に努めること、そして、

私自身、公平公正な議会運営を努めたいと存じます。

終わりに、とにかく明るい話題の飛び交う尾鷲に変えるため、議員の皆様議会運営のお力添えをお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

臨時議長(北村道生議員) ありがとうございました。

これで私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

それでは、三鬼和昭議長、議長席にお着きをお願いいたします。

(三鬼和昭議長、議長席に着席)

議長(三鬼和昭議員) それでは次に、日程第3、選挙第2号「副議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(三鬼和昭議員) これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(三鬼和昭議員) ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(三鬼和昭議員) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議長(三鬼和昭議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

(点呼・投票)

議長(三鬼和昭議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番、濱口文生議員、13番、高村泰徳議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(三鬼和昭議員) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。有効投票15票、無効投票1票でございます。有効投票のうち、中垣克朗議員13票、濱中佳芳子議員1票、北村道生議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、中垣克朗議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(三鬼和昭議員) ただいま副議長に当選されました中垣克朗議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました中垣克朗議員からごあいさつがあります。

15番、中垣克朗議員。

[副議長(中垣克朗議員)登壇]

副議長(中垣克朗議員) ありがとうございます。

民主主義はマジョリティーの原則に立脚しているが、多数が必ずしも正義や良心の反映でない場合があり、今回の市長解任劇はまさにその検証の結果によるものであります。

全国が注目していた一連の今回の事件は、尾鷲市史に負の汚点としてむなしく刻まれる憂慮すべきものであり、地方自治の専門学者によっても、市長の失政と品格や資質の欠落は正しく分析され、記録に残されるものであります。分離法案や、更正議案にするとか、相互理解のための根回しなど、提出議案のご自身の手法のまずさや文言の未熟さによって招いた補正予算の否決などを、悲劇のヒーロ

一みたいに演じて、議会のいじめだと責任転嫁するなど、市民意識にも多大な誤解を招いた理不尽さは、理解ある人には正しく認識されていると信じます。

私たちの任務は、審議と発展のための提言であり、この1年間の市政の混乱と停滞を新しい市長のもとで正常化しなければなりません。市民も前進を望んでいます。東紀州は一つであるという認識を持ち続け、絶えず市民の目線に立って、福祉、教育、環境、災害などに対応すべく、執行部とかみ合う両輪としての前進する議会を推進できるよう、精いっぱい議長を支えてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

最後に、ひとりよがりのことをお許してください。

神聖な議場であるがゆえに、13人の兵士に呼びかけたい。過去を見詰めて反省して、あしたにつながる夢を紡ごう。人口2万1,569人の先頭に立って、議員みんなが力を合わせ、あしたの尾鷲のために実りある一歩を力強く踏み出そう。市民の心に響く政治を目指そう。

ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） ありがとうございました。

次に、日程第4「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸氏の氏名とその議席番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

次に、日程第5「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、臨時議長も署名することとなっておりますので、そのほか2名の署名議員には、会議規則第80条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、端無徹也議員を指名いたします。

次に、日程第6「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日だけに決定いたしました。

次に、日程第7、発議第3号「公共施設耐震問題特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をいただきます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

ただいまの議題につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

日程第7、発議第3号「公共施設耐震問題特別委員会設置に関する決議」について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩して、全員協議会を第二・第三委員会室で開きますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時37分]

[再開 午前11時22分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、発議第4号「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いただきます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、議会運営委員に指名いたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名の方々を議会運営委員に選任することに決しました。

次に、日程第9、発議第5号「常任委員の選任について」を議題といたします。
事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。
事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、それぞれの委員に指名いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

次に、日程第10、発議第6号「公共施設耐震問題特別委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。
事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり特別委員に指名いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を、公共施設耐震問題特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会をそれぞれ開いていただき、正副委員長の互選をお願いし、その結果を議長までご報告お願いいたします。

なお、各委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願いいたします。

す。

ここで、事務局長から委員会開催につきましての説明がございます。

事務局長。

(事務局長 説明)

議長(三鬼和昭議員) それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午前11時29分]

[再開 午前11時57分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、会議が正午を過ぎることがありますので、引き続き行いますので、ご了承ください。

休憩中に各委員会が開かれ、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、お知らせいたします。

まず最初に、議会運営委員会では、委員長に南靖久議員、同副委員長には北村道生議員であります。

次に、各常任委員会の総務産業常任委員会では、委員長に真井紀夫議員、同副委員長に濱中佳芳子議員であります。

次に、生活文教常任委員会では、委員長に三鬼孝之議員、同副委員長に大川真清議員であります。

次に、公共施設耐震問題特別委員会では、委員長に濱口文生議員、同副委員長には濱中佳芳子議員であります。

以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

次に、日程第11、選挙第3号「紀北広域連合議会の議員の選挙について」から、日程13、選挙第5号「東紀州農業共済事務組合議会の議員の選挙について」までの選挙計3件を一括議題といたしたいと思っております。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙3件につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思っております。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、選挙第3号、選挙第4号、選挙第5号の選挙3件の指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、紀北広域連合議会の議員には、真井紀夫議員、三鬼孝之議員、田中勲議員、三林輝匡議員、瀧中佳芳子議員と私、三鬼和昭を指名いたします。

次に、三重紀北消防組合議会の議員には、真井紀夫議員、神保美也議員、高村泰徳議員と私、三鬼和昭を指名いたします。

次に、東紀州農業共済事務組合議会の議員には、真井紀夫議員と瀧中佳芳子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました真井紀夫議員、三鬼孝之議員、田中勲議員、三林輝匡議員、瀧中佳芳子議員と私、三鬼和昭を紀北広域連合議会の議員に、次に、真井紀夫議員、神保美也議員、高村泰徳議員と私、三鬼和昭を三重紀北消防組合議会の議員に、次に、真井紀夫議員と瀧中佳芳子議員を東紀州農業共済事務組合議会の議員に、以上の方々を当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの組合議会議員に当選されました。

ただいま、紀北広域連合議会議員、三重紀北消防組合議会議員、東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしく願いいたします。

次に、日程第14、発議第7号及び日程第15、発議第8号の「尾鷲市農業委員会の委員の推薦について」を議題といたします。

ただいまの発議2件につきましては、農業委員の任期が本年6月15日をもってそれぞれ満了したことに伴い、2名の推薦を行うものであります。推薦の方法

については従来どおり議長において指名いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) それでは、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、ただいま朗読いたしましたとおり、最初に発議第7号の尾鷲市農業委員会の委員として、本市議会推薦による学識経験者は、黒次美さんを推薦いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、尾鷲市農業委員会の委員には、黒次美さんを推薦することに決定いたしました。

次に、発議第8号「尾鷲市農業委員会の委員の推薦について」のあと1名の委員には、従来の申し合わせどおり、総務産業常任委員長であります真井紀夫議員を指名いたしたいと思います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、真井紀夫議員の退席を求めます。

(真井議員 退席)

議長(三鬼和昭議員) それでは、お諮りいたします。

尾鷲市農業委員会の委員に真井紀夫議員を推薦いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、尾鷲市農業委員会の委員に真井紀夫議員を推薦することに決定いたしました。

真井紀夫議員の入場を求めます。

(真井議員 入場)

議長(三鬼和昭議員) ここで昼食のために休憩いたします。なお、昼食休憩後、1時15分より第1委員会室において議会運営委員会を開催していただき、同委員

会終了後、第二・第三委員会室において全員協議会を開催いたします。また、全員協議会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

〔休憩 午後 0時08分〕

〔再開 午後 1時36分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第16、議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」を議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、ここで内山鉄芳議員の退席を求めます。

（内山議員 退席）

議長（三鬼和昭議員） それでは、事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題の議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、今回提出しております議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」をご説明いたします。

本市監査委員は、議会の同意を得て識見を有する者1名と議会議員の中から1名を選任いただいておりますが、去る5月31日に尾鷲市議会議員選挙が執行され、市議会議員が改選されたことに伴い、新たに内山鉄芳氏を尾鷲市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」は、人事案件でもあり、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼和昭議員) 起立全員であります。

よって、原案のとおり同意することに決しました。

ここで、内山鉄芳議員の入場を求めます。

(内山議員 入場)

議長(三鬼和昭議員) 次に、日程第17、報告第7号「専決処分事項の承認について(平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第2号)」から、日程第22、報告第12号「専決処分事項の承認について(尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について)」までの報告計6件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました「専決処分事項の承認について」の報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長(奥田尚佳君)登壇〕

市長(奥田尚佳君) それでは、報告案件のうち、まず6件の専決処分事項について、ご報告いたします。

報告第7号から報告第12号までの「専決処分事項の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

初めに、報告第7号「専決処分事項の承認について(平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第2号)」につきましては、去る5月31日に執行された尾鷲市議会議員選挙経費として、歳出では、立候補者に交付する選挙運動ポスター作成交

付金及び投開票事務経費など2,679万8,000円を追加し、歳入では、それらの経費に充当するため、財政調整基金から同額を繰り入れ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億9,178万円としたものであります。

次に、報告第8号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第3号）」につきましては、歳出では、新型インフルエンザ対策として、消毒液の購入費43万円、尾鷲市福祉保健センターの空調設備等の修繕料199万円、宮之上小学校に開設した放課後児童クラブの空調設備設置工事費188万円など430万円を追加し、歳入では、それらの経費に充当するため、財政調整基金から同額を繰り入れ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億9,608万円としたものであります。

次に、報告第9号「専決処分事項の承認について（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）」から報告第11号「専決処分事項の承認について（職員の給与に関する条例の一部改正）」までの三つの報告案件につきましては、平成21年度人事院臨時勧告において、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」などの関連法案が、5月29日、第171回国会において、期末手当及び勤勉手当に関する特例措置が可決されたことに伴うものであります。

まず、報告第9号「専決処分事項の承認について（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）」及び報告第10号「専決処分事項の承認について（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）」につきましては、期末手当支給月数を「100分の210」から「100分の195」に改正しようとするものであります。

次に、報告第11号「専決処分事項の承認について（職員の給与に関する条例の一部改正）」につきましては、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間ボーナスが引き下げられたことを踏まえ、平成21年度人事院臨時勧告において、期末勤勉手当の合計月数を「100分の195」に改正しようとするものであります。

次に、報告第12号「専決処分事項の承認について（尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について）」につきましては、地方自治法第244条の2の規定により、三重交通株式会社を、指定期間を9カ月と定めて、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者に指定したものであります。

以上をもちまして、6件の専決処分事項の報告とさせていただきます。よろし

くご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 先ほど、市長の方から専決処分事項の承認ということでご説明をいただきました。私、特に報告第7号「専決処分の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第2号）」について、簡単に質疑を行いたいと思います。

私も、余談なんですけども、奥田市長が昨年4月の17日に就任されて以来、この本会議場で何回となく奥田市長との質疑のやりとりをさせていただきました。恐らくこれが最後の質疑になるのかなと思うと、いささか寂しい思いがいたしますけども、若干簡単にお聞きをいたしたいと思います。

先ほど、市長の方から市議会議員選挙費用ということで、この補正予算第2号の11ページなんですけども、2,679万8,000円という支出の説明がございました。これは当然、私どもが今年4月の20日に市長不信任を可決したということで、市長がその対抗策として市議会の解散をしたわけでございます。そういった中で、この巨額の2,679万8,000円というお金を用意したのも現実でございます、本来ですと我々議会の任期は来年の11月ということで、1年と7カ月早く選挙に至ったわけでございます。今、尾鷲市は非常に財政的にも厳しいのが、一番奥田市長がご存じであるわけでございますし、我々、選挙が執行されてから約20日余り経過をいたします。私、残念なことが、解散をした市長が、その後に議会のことについて1回も記者会見をされていないということが、まず、どうして市長が議会解散をしておいて記者会見をしないのかなというような思いが今も思っております。そういった中で、若干市長の思いも兼ねて、予算と絡めてお聞きをいたしたいと思います。

本来ですと、今回のこの2,679万8,000円というのは、我々議会が市長に対して辞職勧告の申し入れ、あるいは3月の定例会最終日における問責決議案等の2回にわたって議会の意思表示をしたわけでございますが、市長みずから職を辞することなく、4月20日の法的拘束力のある市長不信任という結果に至ったのがありますけども、今回の議会解散というよりか議会の選挙の結果を見て私は判断しますと、やはり市長みずから職を辞職して、議会の2名の補欠選挙を行

った方が、僕は経費的にも財政的にもよかったんじゃないかなという強い思いがしておりますので、前職議員14名全員が当選されたということと、今回、恐らくここ50日以内に市長選挙が実施されて、また新たに1,500万円余りの経費が要るわけなんですけど、私からしてみれば、やはり今回は市長がみずから職を辞して議会の補欠選挙をやっていけば、こういった余分なお金がかからなかったんじゃないかなというような思いがいたしますので、市長のご見解をお聞きいたしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 南議員の質問にお答えしたいと思います。

予算的には、今回2,679万8,000円ということでございまして、前回の市議選が2,300万円程度だったかな、決算的に。今回が、今まとめつつある状況ですけども、これよりは何百万円かは少なくなるだろうというふうに思いますけども、確かに南議員がおっしゃるとおりで、前職の議員14名の皆さんが当選されたわけですので、補欠選挙だけやってというのもごもっともなご意見だというふうに思います。ただ、私は地方自治法上の法的な条文に基づいてやらせていただいたということでございまして、これにつきましても、交付税算入が随分ございまして、実質、市の負担は大分減ると思うんですけども、経費が余分にかかったということにつきましても深くおわびしたい。ただ、私もこの1年間、財政再建ということをして一生懸命やっております、借金も相当減らしましたし、基金も4億1,000万円、合計7億3,000万円の財政再建をやらせていただいたということもございまして。退職金も今回、4年で1,620万円ですか。本来ですとその4分の1、405万円が支給されるということでございまして、それも無い状況でございまして、その辺のところをぜひご理解いただきたい。本当に南議員のおっしゃることは重々わかります。

議長（三鬼和昭議員） 7番、南議員。

7番（南靖久議員） 市長は、ある意味では素直に認めていただいたかなと思いますけども、今、僕の勉強不足であれなんですけど、総務課長に若干、交付税算入という市長の方から答弁があったように思うんですけども、この選挙費用についても交付税算入が換算されておられるのか、それは額として幾らになるのか。それと参考までなんですけども、もしダブル選挙、市長だけ行って補欠選挙を行っていたら、大体どれほどの経費が削減されたのかなという思いがありますので、もしよければ、質疑とは若干外れますけども、参考までにお聞かせを願いたいと

思います。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 質問にお答えします。

今回の選挙は任期満了に伴う選挙ではないので、まずこの部分は、特別交付税の措置はありません。

7番（南靖久議員） （聴取不能）

総務課長（三木正尚君） 特別交付税措置はありません。交付税は出ます。

7番（南靖久議員） 幾らぐらいですか。

総務課長（三木正尚君） 交付される金額につきましては、特別交付税として国の方から一括交付されるという仕組みになっておりますので、ご存じかと思えますけれども、特別交付税の対象は、災害関係あるいは教育関係、病院関係、数多くの項目に交付されて、まとめて交付されます。よって、この一つの事業についての算定は非常に難しいので、一概に幾らということはお答えしかねます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 私もこれは概算でしか聞いていなかったんですけど、ちょっと今、手元にないものですから失礼させていただきたいんですけど、ただ、私が計算した限りでは、前回の市議選が2,300万円ぐらいかかっておりまして、市長選が900万円ぐらいかかっているんですね。それをこの交付税算入で計算していきますと、私の計算が間違っているかもしれませんが、市長選と同時にやる場合と市長選を分けた場合、229万円、別でやった場合はかかると。ただ、229万円でも一緒にやったら節約できたわけですので、その辺につきましては深くおわびしたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 執行部、先ほど南議員の質問の中には、解散して市議会議員の選挙をしたけれども、市長がみずから辞して市長選挙と補欠選挙だった場合だったらもう少し差が出るのではないかと聞いたと思うんですが、その辺はご答弁ください。

総務課長。

総務課長（三木正尚君） 一応、今回の市長選挙費については、予算のとおり約2,600万円ということになります。ただ、補欠選挙をした場合については、予算もまだ計上しておりませんので、詳しいことはわかりませんが、恐らく大きな差になるものと思われれます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第17、報告第7号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第2号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第7号は承認されました。

次に、日程第18、報告第8号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第3号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第8号は承認されました。

次に、日程第19、報告第9号「専決処分事項の承認について（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第9号は承認されました。

次に、日程第20、報告第10号「専決処分事項の承認について（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第10号は承認されました。

次に、日程第21、報告第11号「専決処分事項の承認について（職員の給与に関する条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第11号は承認されました。

次に、日程第22、報告第12号「専決処分事項の承認について（尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第12号は承認されました。

次に、日程第23、報告第13号「平成20年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第27、報告第17号「財団法人尾鷲文化振興会の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等について」までの報告計5件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告5件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、報告第13号から報告第17号までの5件の報告案件について、ご報告いたします。

報告第13号「平成20年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告するものであります。その内容につきましては、定額給付金給付事業3億6,657万1,000円、子育て応援特別手当事業787万9,000円、塵芥処理施設維持補修事業3,886万8,000円、下排水路整備事業500万円、農業用水路改良事業50万円、森林環境創造事業582万5,000円、地域住宅モデル普及促進事業2,628万6,000円、アクアステーション分水設備整備事業132万3,000円、市道維持補修事業200万円、市道改良事業5,000万円、市道梅ノ木谷線道路改良事業1億7,557万9,000円、都市公園整備事業200万円を、それぞれ財源内訳に記載のと

おりの財源をもって、平成21年度へ繰り越すものであります。

続きまして、報告第14号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告するものであります。その内容は、後期高齢者医療システム改修業務委託料472万5,000円を財源内訳に記載のとおり財源をもって、平成21年度へ繰り越すものであります。

次に、報告第15号「平成20年度尾鷲市水道事業会計予算繰越計算書について」につきましては、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきご報告するものであります。その内容は、県道賀田港中山線道路改良に伴う配水管布設替工事498万7,500円、市道梅ノ木谷線道路改良に伴う配水管布設替工事430万5,000円を財源内訳に記載のとおり財源をもって、平成21年度へ繰り越すものであります。

次に、報告第16号「財団法人尾鷲市開発公社の平成20年度の決算及び平成21年度事業計画等について」、報告第17号「財団法人尾鷲市文化振興会の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等について」につきましては、担当課長から報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

〔総務課長（三木正尚君）登壇〕

総務課長（三木正尚君） 報告第16号「財団法人尾鷲市開発公社の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等について」、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告いたします。

事業報告及び決算の1ページをごらんください。

まず、事業報告ですが、1の用地取得事業、2の用地売却事業につきましては、開発公社本来の活動が休止している状態でありまして、20年度も事業は行っておりません。3のその他の用地管理、庶務事項につきましては、記載のとおりです。

2ページをごらんください。

正味財産増減計算書です。

経常増減の部ですが、経常収益は、基本財産運用益としまして、基本財産受取利息3万896円、基本財産受取配当金1,100円、受取補助金等は尾鷲市からの補助金378万2,999円となっております。これは、尾鷲市駅前広場用

地等の先行取得している借入金の利息であります。使用料収入は12万3,600円、内訳は、瀬木山用地の一部を尾鷲漁業協同組合の網洗い場として貸しつけている土地貸付収入12万円が主なものです。したがって、経常収益合計は393万9,927円となっております。

次に、経常費用につきましては、管理費として役員報酬1万9,800円、建物減価償却費の34万2,000円、これは、本庁舎に隣接します前の開発公社事務所の建物の減価償却で、これを引当金として積み立てております。

租税公課につきましては、法人県民税が2万円、支払負担金につきましては、公益法人協会費13万2,000円、支払利息は長期借入金の支払利息で378万2,999円となっております。雑費2,260円につきましては、印鑑証明書発行手数料及び残高証明書発行手数料です。したがって、経常費用合計は429万9,059円となり、当期経常増減額はマイナス35万9,132円となっております。

次に、経常外増減の部ですが、経常外収益、費用ともありません。したがって、当期一般正味財源増減額はマイナス35万9,132円となり、一般正味財産期首残高は378万3,059円で、一般正味財産期末残高は342万3,927円となっております。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部です。

流動資産の現金預金としまして、普通預金が335万1,327円。したがって、流動資産合計は同額の335万1,327円となっております。

固定資産としましては、基本財産の建物1,031万8,480円、減価償却引当資産は1年分の償却費を上乗せした868万1,520円、投資有価証券は4万5,000円、定期預金が44万円となっております。その他の固定資産は、土地の3億7,058万7,600円で、資産合計は3億9,342万3,927円となっております。

次に、負債の部です。

負債合計は、長期借入金の3億9,000万円となっております。

正味財産の部につきましては、一般正味財産が342万3,927円、これは資産合計と負債合計との差額です。よって、負債及び正味財産合計は資産合計と一致しております。なお、括弧書きのうち基本金1,948万5,000円は、基本財産合計と一致しております。

4 ページの財務諸表に関する注記ですが、これはごらんのとおりです。

次に、5 ページの財産目録をごらんください。

先ほど説明をいたしました貸借対照表を細分化したものです。

流動資産の普通預金で、百五銀行から東海労働金庫まで、合計 3 3 5 万 1 , 3 2 7 円で、そのうち第三銀行に預金が多くなっているのは、現在、市の指定金融金庫となっているため、事務上の処理が円滑に行えるということが主な理由です。事業資産の土地につきましては、貸借対照表の額と同額の 3 億 7 , 0 5 8 万 7 , 6 0 0 円となっております。

次に、固定資産の基本財産ですが、建物で 1 , 0 3 1 万 8 , 4 8 0 円、減価償却引当預金が百五銀行に 8 6 8 万 1 , 5 2 0 円、投資有価証券が紀北信用金庫に 1 万円、伊勢農業協同組合に 3 万 5 , 0 0 0 円、定期預金が百五銀行に 4 4 万円で、固定資産合計が 1 , 9 4 8 万 5 , 0 0 0 円となり、これら資産合計は 3 億 9 , 3 4 2 万 3 , 9 2 7 円となっております。

次に、負債の部ですが、固定負債として、紀北信用金庫に 3 億 9 , 0 0 0 万円の長期借入金があり、負債合計も同額の 3 億 9 , 0 0 0 万円となっております。したがって、正味財産が 3 4 2 万 3 , 9 2 7 円となり、貸借対照表のそれぞれの数値と合致をしております。

次に、6 ページをごらんください。

当会社が所有する期首の土地 3 カ所の用地につきましては、当期の増加、減少がなかったため、期首と同額であります。したがって、地積は合計 5 , 6 8 6 . 6 7 平方メートル、価格で 3 億 7 , 0 5 8 万 7 , 6 0 0 円となっております。

次ページは監査報告書となっております。

以上が、平成 2 0 年度事業及び決算の報告です。

続きまして、平成 2 1 年度事業計画及び予算について、ご報告いたします。

事業計画及び予算の 1 ページをごらんください。

用地取得計画及び用地売却計画につきましては引き続きありませんが、3 カ所の用地につきましては有効利用を検討することとしております。したがって、業務は用地管理と庶務等が主なものとなっております。

2 ページの予定正味財産増減計算書をごらんください。

一般正味財産増減の部につきましては、経常増減の部として、経常収益は、尾鷲市からの補助金収入 3 7 8 万 3 , 0 0 0 円、土地使用料収入 8 1 万 2 2 0 円が

主なものとなっております。経常費用は、役員報酬から雑費までの管理費が441万7,000円、その内訳は、理事会の役員報酬が4万円、建物減価償却費34万2,000円、法人県民税等が2万円、公益法人協会費等が13万2,000円、長期借入金の利息が378万3,000円、雑費10万円で、経常外増減の部はゼロ円となっております。したがって、当期一般正味財産増減額がプラス20万8,220円となり、一般正味財産期首残高342万3,927円を加算いたしますと、正味財産期末残高は363万2,147円となっております。

3ページの予定貸借対照表をごらんください。

資産の部です。

流動資産の現金預金としまして、普通預金が355万9,547円で、流動資産も同額となっております。固定資産としましては、基本財産の建物997万6,480円、減価償却引当資産は1年分の償却費を上乗せした902万3,520円、投資有価証券が4万5,000円、定期預金が44万円となっております。その他固定資産が、土地の3億7,058万7,600円で、資産合計は3億9,363万2,147円となっております。

次に、負債の部です。

負債合計は、長期借入金の3億9,000万円となっております。正味財産は、資産合計と負債合計との差額363万2,147円となっており、負債及び正味財産合計は資産合計と一致をしております。

4ページの財務諸表に対する注記は記載のとおりでございます。

次に、5ページの事業用土地の内訳書ですが、ごらんとおり中央町用地ほか2カ所の用地は、昨年度と地積、価格とも変わりなく、また、今のところ売却の予定もありません。

以上で、報告第16号「財団法人尾鷲市開発公社の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等について」の報告とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（川端直之君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（川端直之君） それでは、報告第17号「財団法人尾鷲文化振興会の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等について」、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

まず、お手元の事業報告及び決算の1ページをごらんください。

財団法人尾鷲文化振興会の概要で、設立目的、基本財産、事業内容、役員構成等を記載しております。

2ページをごらんください。

事業報告です。理事会といたしましては2回開催しておりますが、急を要する案件もありましたので、書面表決を3回実施しております。

3ページをごらんください。

自主事業の実施に当たっては、事業内容の検討を運営委員会で行っており、平成20年度につきましては3回開催しております。

4ページをごらんください。

文化会館の管理運営状況です。まず、施設別利用状況は、下段の表にありますように、来館者数は合計3万2,248人で、昨年度と比べ2,657人増加しております。

5ページに記載しています催物別利用状況につきましては、ごらんのとおりでございます。

6ページ、7ページをごらんください。

当振興会が主催した事業で、コンサート等6回、共済事業4回、映画が6回の計16回の事業を実施しております。

8ページの収支計算書をごらんください。

まず、収入の部ですが、決算額の欄をごらんいただきたいと思います。基本財産運用収入が12万3,000円、これは定期預貯金利息です。管理受託収入が4,959万6,000円、これは尾鷲市との委託契約に基づく収入で、事業収入は、自主事業による入場料等収入が410万9,887円、刊行物等販売収入が32万5,484円、貸館利用収入が729万2,490円で、合計1,172万7,861円となっております。寄付金収入は5万円、雑収入の5,770円は公衆電話通話料等であります。前期繰越金は538万2,630円となり、説明欄にありますように、管理費繰越金492万1,911円は、補正予算に計上し、修繕費等に充当しております。また、事業費繰越金46万719円は、事業費として積み立てており、収入合計は6,688万5,261円となっております。

なお、未収金の24万3,600円の詳細は、12ページでご報告いたします。

9ページの支出の部の事業費をごらんください。

これは、自主事業の実施に係る経費です。このうち主なものとして、消耗品費が54万210円で、舞台照明用電球代等でございます。印刷製本費の44

万3,950円は、ポスター、プログラム、チケット等の印刷代で、賃借料188万7,871円は映画フィルム料、委託費の711万4,251円は自主事業の委託料でございます。宣伝広告費の41万8,000円は新聞広告掲載料等であり、事業費合計は1,078万5,881円となっております。

なお、未払金につきましての詳細は、12ページでご報告いたします。

10ページの管理費をごらんください。

この費用は会館の維持管理に係る経費です。

主なものは職員1名の給料手当が674万3,190円、臨時雇用賃金は嘱託職員4名分で894万4,953円となっております。修繕費の356万7,110円につきましては、収入の部の繰越金で申しあげましたように、会館の修繕費として支出しております。光熱水費は982万6,230円、会館設備保守点検の委託費が1,426万7,534円となっており、決算額合計が5,031万9,008円となっております。

なお、未払金の詳細は12ページでご報告いたします。

11ページをごらんください。

特定預金支出ですが、退職手当積立預金支出の123万6,682円は、職員1名分の退職金積み立ての経費です。事業等積立金46万719円は、会館の修繕費と同様に、前年度からの繰越金を積み立てたもので、特定預金支出額合計は169万7,401円となっております。

次に、固定資産取得支出ですが、車両運搬具取得支出129万円は、教育委員会が貸与していた車両の老朽化に伴い、当振興会で新たに購入した軽ワゴンの費用です。什器備品取得支出57万7,500円は、会館全体の老朽化した電話機の買いかえに要した費用です。支出額合計は6,467万9,950円で、収入から支出を差し引いた収支差額が220万5,311円となり、法人税等107万3,100円を収支差額から差し引いた113万2,211円が次年度への繰越金となっております。

12ページをごらんください。

未収金、未払金の内訳です。

未収金24万3,600円は、吹奏楽部定期演奏会の会館利用が年度末であったため、未収となっておりますが、既に収入済みです。

未払金は明細のとおりですが、管理費、消費税等、すべて支払い済みとなっております。

13ページをごらんください。

資産の部はごらんのとおりで、流動資産と固定資産の資産合計は4,711万783円となっております。負債の部では、負債合計が761万6,249円となり、正味財産としては3,949万4,534円となっております。

15ページ、16ページをお願いします。

正味財産増減計算書です。まず、経常増減の部であります。基本財産運用益12万3,000円、事業収益1,172万7,861円、受取寄付金5万円、雑収益5,770円、管理受託収益4,959万6,000円で、経常収益が6,150万2,631円となっております。経常費用としては、事業費計が1,078万5,881円で、次のページになりますが、管理費計が5,262万8,790円の合計6,341万4,671円となり、当期経常増減額はマイナス191万2,040円となっております。

次に、経常外増減の部ですが、経常外収益計が291万6,613円、経常外費用計が266万3,120円となり、当期経常外増減額は25万3,493円となっております。当期一般正味財源増減額は、当期経常増減額のマイナス191万2,040円から当期経常外増減額25万3,493円を差し引いたマイナス165万8,547円となり、一般正味財産期首残高4,115万3,081円を加えた正味財産期末残高は3,949万4,534円となっております。

17ページをごらんください。

基本財産及び特定資産の増減額と、その残高の内訳でございますが、基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらんの金融機関に預貯金されております。特定資産の普通預金は1,217万6,956円で、当期末残高合計は4,217万6,965円となっております。

19ページは、財産目録でごらんのとおりです。

20ページ、21ページは、報告いたしました収支計算書を「公益法人会計における内部管理事項について」に示された様式で表記しております。

また、23ページは、収支計算書に対する注記で、ごらんのとおりです。

24ページは、去る5月22日に実施しました監査報告書でございます。

以上が、平成20年度事業報告及び決算についての報告です。

引き続きまして、平成21年度事業計画及び予算について、ご報告いたします。

事業計画及び予算の1ページをごらんください。

平成21年度の基本方針は、ごらんのとおりです。

次に、21年度の事業計画ですが、2ページにありますように理事会の開催予定を、3ページには運営委員会の開催予定を記載しております。

4ページ、5ページは自主事業で、本年度は7月にジャズ、9月にサイエンスショーを開催するほか、映画会を5回、11月の全国尾鷲節コンクールなどの共催事業を5回計画し、計16回の自主事業を開催する予定です。

6ページの収支計算書をごらんください。

まず、収入の部では、基本財産運用収入が定期預貯金利息の9万円、事業収入として、入場料収入が510万円、刊行物等販売収入が30万円、貸館利用料が600万円で、合計1,140万円となっております。管理受託収入が4,950万円、これは尾鷲市との委託契約に基づく収入であり、収入合計は6,099万7,000円となっております。

7ページの支出の部、事業費をごらんください。

これは、当振興会が実施します自主事業に係る経費です。このうち主なものは、賃借料が184万5,000円、委託費が715万8,000円となっており、予算合計は1,140万5,000円となっております。

8ページの管理費をごらんください。

これは、当会館の維持管理に要する経費です。当振興会は、3年間の指定管理を受託していますが、昨年とほぼ同水準の予算計上となっております。そのうち主なものは、給料手当が709万5,000円、福利厚生費が227万9,000円、臨時雇用賃金が4名分で898万8,000円を計上しております。光熱水費として972万円、浄化槽法定点検等の手数料として198万9,000円、当会館の保守管理業務の委託費が1,545万8,000円で、予算合計は4,873万4,000円となり、28万5,000円の増となっております。

9ページの特定預金支出であります。合計85万8,000円、したがって、支出合計が6,099万7,000円で、前年度との比較では9万6,000円の減額となっております。

10ページから14ページは公益法人会計基準で表記しており、15ページから17ページは「公益法人会計における内部管理事項について」に示された3区分の様式で表記しております。

以上で、報告第17号「財団法人尾鷲文化振興会の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等について」のご報告とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で報告は終わりました。

この際、ただいまの報告に対し質疑がございましたら、報告案件であることを
ご留意の上、ご発言願います。

質疑はございませんか。

11番、瀨中佳芳子議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 21年度の尾鷲市開発公社の事業計画及び予算の2ページなんですけども、この開発公社が、今回も前年もなんですけども、取得計画も売却計画もない、言ったら休眠状態に近い形であるんだと思うんですけども、その中で、管理費の中の役員報酬支出が、前年度、前々年度と変わりなく来ているのが、当年度だけ、これは4万円となっております。この内訳とその理由を聞かせていただければと思います。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） この4万円につきまして説明をします。これは役員報酬です。理事会の開催時の報酬なんですけども、今、この財団法人といいますのは、今後5年ですか、5年先には現の財団法人を公益社団・財団法人と一般社団・財団法人、このいずれかを選択しなければならない時期に来ております。それでもって、今年度についてはその理事会の招集回数がふえるであろうという形で増としております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 他にないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第28、発議第9号「議会運営委員会事務調査に関する決議」についてから、日程第30、発議第11号「生活文教常任委員会事務調査に関する決議」についてまでの発議計3件を一括議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

最初に、日程第28、発議第9号「議会運営委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、発議第10号「総務産業常任委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、発議第11号「生活文教常任委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、発議第12号「『地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の改正等に関する意見書について」を、緊急を要する事件として日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいまの議題の発議につきまして、提案理由の説明を求め

ます。

7 番、南靖久議員。

〔 7 番（南靖久議員）登壇 〕

7 番（南靖久議員） 発議第 1 2 号「『地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の改正等に関する意見書」につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

平成 1 3 年の中央防災会議専門調査会による東海地域の震源域の見直しに伴い、平成 1 4 年 4 月、三重県内の 1 8 市町村（現在 1 0 市町）が、新たに大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定された。

強化地域については、地域防災計画等において避難地、避難路等の地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備について定めておかなければならないこととされており、本市においても、強化地域の指定以来、これらの施設の整備を始めとする各種の地震対策を鋭意推進しているところである。

この地震対策については、強化地域に指定された地方公共団体に多大な財政負担を強いることとなることから、その緩和等を図るため、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が定められ、それに基づく地震対策緊急整備事業が昭和 5 5 年から 3 0 年間にわたり実施されてきているものである。

しかし、本市は、平成 1 4 年度に強化地域の指定を受けてから 8 年間同事業を実施してきたが、大規模地震対策としてはまだまだ不十分な状況であり、今後さらに耐震対策や沿岸部の津波対策等を進めていく必要がある。

そのためには、地震財特法に基づく地震対策緊急整備の事業計画による国の財政支援の継続が不可欠である。

よって、本市議会は、国において、地震財特法の改正による期限の延長及び地震対策緊急整備事業計画による財政支援の拡充について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

ご賛同賜りますよう、よろしく願いたします。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第12号「『地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の改正等に関する意見書について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

ここで、田中勲議員ほか11名の賛成者から「奥田尚佳尾鷲市長不信任決議について」の議案が提出されております。

お諮りいたします。

この際、発議第13号「奥田尚佳尾鷲市長不信任決議について」を、緊急を要する事件として日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、この際、発議第13号を日程に追加し、議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定に準じ、奥田市長の退席を求めます。

(奥田市長 退席)

議長(三鬼和昭議員) それでは、発議書を配付いたさせます。

(発議書配付)

議長(三鬼和昭議員) それでは、事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) それでは、提出者の提案理由の説明を求めます。

4番、田中勲議員。

[4番(田中勲議員)登壇]

4番(田中勲議員) それでは始めます。

市長、あなたの思惑とは裏腹に、尾鷲市始まって以来という解散を受けての今回の選挙は、前職14名、新人2名の当選という結果となり、尾鷲市民の厳粛なる審判が下された。あなたは、市長としてはあってはならない法を犯し、そのことを速やかに受け入れる度量もなく、既に市民の信頼の機会も失した。市長就任以来、今日まで市政の混乱を来した、その政治的、社会的、道義的責任は重大である。幅広い視野を持たず、おのれの誤った自己顕示欲や傲慢さゆえに、みずからを真摯に省みることなく、市政の混乱を招いた責任は叱責されて当然であり、これまでの数々の暴言・虚言から、あなたの人間性、市長としての資質の欠如は既に明白である。

しかも、6月2日に、議員有志13名の連名で、奥田尚佳市長に臨時議会の開催を求めたが、故意と思われるほどぎりぎりまで開催をおくらせた姿勢は、良識さえ疑わざるを得ない。

それでは引き続いて、奥田尚佳尾鷲市長不信任決議(案)の朗読をもって、不信任決議の提案理由の説明とさせていただきますと思います。

奥田尚佳尾鷲市長不信任決議(案)。

奥田尚佳市長は、平成21年1月22日、税理士法違反(税理士法第43条)容疑で書類送検された。

平成21年3月12日に起訴され、平成21年3月18日に略式命令で50万円の罰金刑の決定が下された。

その後、尾鷲市議会は3月25日に問責決議を可決し、辞職を求めたが、みずからこれを拒否した。奥田尚佳市長の拒否によって、尾鷲市議会は4月20日、法的拘束力のある不信任決議を可決し、再度辞職を求めた。

しかしながら、本来、政治倫理の観点から、みずから辞職すべきところ、地方自治法に抵触しないという理由から、議会解散という暴挙に出た。

この解散権の乱用は、議会制民主主義の否定と独裁的政治そのものであり、後世に大きな禍根を残すこととなった。

議会解散により、市議会不在による政治空白をつくり、市政は大きく混迷し、市民生活に不安を与え、信頼を失墜させた。

これらの責任は極めて重大であり、市民の怒りと政治不信は頂点に達している。

よって、奥田尚佳市長は市長として不適任であり、尾鷲市議会は再度不信任を決議する。

平成21年6月19日、尾鷲市議会。

以上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

13番、高村泰徳議員。

〔13番（高村泰徳議員）登壇〕

13番（高村泰徳議員） 私は、今般の奥田市長に対する不信任（案）の議決に関しまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私ごとですが、私が初めて市議会議員に当選したときは、どのようにして議員としての役割を図らなければならないかと模索したものであります。私を応援してくださった市民の方々並びに諸先輩、議員各位のご指導のもとに、本日、議員の一人として活動させていただいているわけではありますが、それと同じように市長も支えてあげるべきだと思えます。

奥田市長は、以前、公認会計士として活動する中で、政治とは情熱と判断力の二つを駆使しながら、住民福祉の向上、すなわち平凡な市民のために目標を定め完成していく作業だと、このことを強く感じ、当時の行政運営に疑問を抱き、市

長選に立候補したと聞いております。この結果、当選したことは、市民の方々が尾鷲市行政運営に待ったをかけた選択そのものだったと私は強く感じています。

少子高齢化、財政危機の中、従来 of 既得権益を打破し、意識改革して財政再建に力を注いでいる奥田市長を、任期中は尾鷲市のために頑張ってもらいたいと考えている次第であります。

奥田市政が発足し、市議会との関係が一段と混迷する中で、市長として税理士業務問題が摘発され、市政運営に支障を来したことは、私も議員の一人として心を痛めるものであります。しかし、人はだれしも完璧な人間はいないし、何事においても反省と努力、そして寛容も必要と常々に思っております。奥田市長も、この件については公的な場で謝罪し、謙虚に反省されたことと察します。

100年に一度の不景気と言われる今日、特に行政経費の節減は市民の大きな声であります。奥田市長は、公認会計士としての知識を最大限に活用し、たった1年でしたが、市の財政状況を好転させたと思います。何点か述べることはありますが、その一つとしては、前市長が就任した当時の一般会計の借金は、平成12年3月末82億9,000万円であり、奥田市長就任直前の平成20年3月末は108億1,000万円、平成21年4月末には104億9,000万円となっています。市長在職1年で借金を3億2,000万円減らしております。また、基金については1年で4億1,000万円ふやし、市財政に7億3,000万円改善したことになります。

従来、市長の座を射とめると、あたかもお金がわき出てくるように公共事業等に積極的に取り組んだ傾向があったように思いますが、そういう傾向をやめ、また随意契約を入札に変え、行政経費節減に取り組んできたこの姿勢は、高く評価していいのではないかと思います。

今後の尾鷲市政運営に当たっては、私なりに熟慮をした結果、公正・明瞭にやれる人物は奥田市長だと確信しております。しがらみのない市長、また市民が選んだ市長だからこそ、任期満了まで市長の職責を果たしてもらおうべきと考え、今般の市長不信任に反対する次第であります。

以上。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第13号「奥田尚佳尾鷲市長不信任決議について」を採決いたし

ます。

お諮りいたします。

この採決は記名投票をもって行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、この採決は記名投票をもって行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(三鬼和昭議員) それでは、投票札を配付いたさせます。

(投票札配付)

議長(三鬼和昭議員) 投票札の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

議長(三鬼和昭議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件の表決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その過半数の者の同意を必要といたします。

現在の出席議員数は16名であり、地方自治法に規定する3分の2以上の出席議員数は満たしております。

また、投票に当たっては、不信任決議に同意する方は投票札の白票を、不同意とする方は青票を投票してください。繰り返します。投票に当たっては、不信任決議に同意する方は投票札の白票を、不同意とする方は青票を投票してください。

それでは、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

事務局長。

(点呼・投票)

議長(三鬼和昭議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人を指名いたしますが、申し合わせによる順序により、12番、三鬼孝之議員、11番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(三鬼和昭議員) 念のため、再度申し上げます。

本件の表決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その過半数の者の同意を必要といたします。

現在の出席議員数は16名であり、議員数の3分2以上であります。

また、出席議員数の過半数は9名以上であります。

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、うち白票14票、青票2票であります。

白票(賛成票)を投じた議員

1番 北村道生議員	2番 内山鉄芳議員
3番 端無徹也議員	4番 田中勲議員
6番 神保美也議員	7番 南靖久議員
8番 三鬼和昭議員	9番 與谷公孝議員
10番 大川真清議員	11番 濱中佳芳子議員
12番 三鬼孝之議員	14番 濱口文生議員
15番 中垣克朗議員	16番 真井紀夫議員

青票(反対票)を投じた議員

5番 三林輝匡議員	13番 高村泰徳議員
-----------	------------

議長(三鬼和昭議員) 以上のとおり、賛成者は過半数であり、よって、奥田尚佳尾鷲市長不信任決議は可決されました。

(拍手)

議長(三鬼和昭議員) ただいま可決されました不信任決議につきましては、議決結果を後ほど文書をもって市長に通知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(三鬼和昭議員) ここで奥田市長の入場を許可します。

(奥田市長 入場)

議長 (三鬼和昭議員) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

[市長 (奥田尚佳君) 登壇]

市長 (奥田尚佳君) 議員の皆様、本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、大変お疲れさまでございました。

提出いたしました議案、そして、専決処分事項等の報告案件をご承認賜りまして、まことにありがとうございました。

ただ、最後の不信任決議につきましては、前回以上に深く受けとめたいというふうに思います。思い返しますと、もう就任して1年2カ月ということで、長かったのか短かったのか、よくわからないところがありますけども、議員の皆様にはいろいろとご指導、ご鞭撻いただきましたことを深く感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それと、市民の皆様も、いろいろとご迷惑やらご心配をおかけしましたけども、そのことにつきましては深くおわびしたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

ただ、たくさんの市民の方々、お電話やらお手紙をいただきました。その激励していただきました数多くの市民の皆様方にも、この場をおかりしまして深く感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それと、教育長以下各担当課長、そして各職員の皆さん、去年、伊藤市政が8年続いた後、突然というか、思いも寄らなかったと思うんですけど、私が市長になって、戸惑いがかなりあったと思うんですが、私は思っていた以上です。本当にお世辞抜きでよくやっていただいたと思います。本当に皆さん、ありがとうございました。

それと、たくさんのマスコミの皆さん、記者会見等でいろんなアイデアを出していただいたり、いろいろご指導していただいたことにつきましても、この場をおかりしまして深く感謝申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

最後になりましたけど、議員の皆さんも、新しい体制となりましたけども、今後とも尾鷲をよくしたいという気持ちは、皆さん同じだと思います。私もそうです。今後とも市政発展のために、これまで以上にご尽力いただきたいというふう

に思います。ご期待申し上げまして、簡単でございますが私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 本日1日、まことにご苦労さまでございました。

これをもって平成21年第2回尾鷲市議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 3時12分〕